

## 東海村宿泊施設環境整備支援補助金交付要綱

令和5年5月24日

告示第103号

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍による観光客の減少及び国際情勢の変化による資源価格上昇に伴う物価高騰等の状況の中、宿泊事業者が行う新たな顧客需要の開拓及び収益力の向上の取組を支援することにより当該事業者の経営の継続及び安定化を図るため、宿泊施設の高付加価値化を伴う環境整備を行う者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、東海村補助金等交付規則（平成18年東海村規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 宿泊施設 宿泊事業者が所有又は管理する旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けた同法第2条第2項若しくは第3項に規定する営業のための施設又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条の規定により届出をした同法第2条第3項に規定する事業のための施設をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を行っている施設及びこれに類する営業を行う施設は除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助金の交付申請時において、村内の宿泊施設を継続して1年以上営業する者

(2) 宿泊事業者として営業を行うに当たり必要な官公署の許可若しくは認可を受け、又は届出を行っている者

(3) 村税（東海村税条例（昭和37年東海村条例第12号）第3条の普通税及び目的税をいう。）を滞納していない者

(4) 東海村暴力団排除条例（平成24年東海村条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団，同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でない者

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は，次に掲げる事業とする。

(1) 宿泊客以外の者にも開放された共有スペースの設置又は改修

(2) 宿泊客の利便性を向上させるための施設の改修又は設備の整備若しくはユニバーサル化

(3) 省エネルギー又は省力化に関する設備の整備

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，別表の左欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に掲げる経費とし，次の各号に該当する経費を除いたものとする。

(1) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額

(2) 他の制度による補助金その他これに類する給付金の交付を受けている経費

(3) 故障又は老朽化等に対応するための修理修繕や代替更新のみに必要となる経費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は，補助対象経費の2分の1以内の額とし，1宿泊施設当たり200万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は，これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は，東海村宿泊施設環境整備支援補助金交付申請書（様式第1号）に，次に掲げる書類を添えて，村長に提出しなければならない。

(1) 実施計画書（様式第2号）

- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 見積書の写し
- (4) 旅館業営業許可証の写し又は住宅宿泊事業届の受理通知及び標識
- (5) 履歴事項全部証明書の写し
- (6) その他村長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、当該申請者につき年度中において1回限りとする。

（交付決定）

第8条 村長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、東海村宿泊施設環境整備支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助内容の変更等）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助の内容を変更し、又は補助を中止しようとするときは、補助の内容の変更にあつては東海村宿泊施設環境整備支援補助金変更承認申請書（様式第5号）により、補助の中止にあつては東海村宿泊施設環境整備支援補助金中止承認申請書（様式第6号）により村長の承認を受けなければならない。この場合において、補助の内容の変更にあつては、変更の内容が分かる書類を併せて提出するものとする。

2 村長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請内容の審査を行い、補助の内容の変更にあつては東海村宿泊施設環境整備支援補助金変更承認（不承認）決定通知書（様式第7号）により、補助の中止にあつては東海村宿泊施設環境整備支援補助金中止承認（不承認）決定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該補助年度の3月末日のいずれか早い日までに、東海村宿泊施設環境整備支援補助金実

績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- （1） 収支決算書（様式第10号）
  - （2） 事業完了が分かる写真
  - （3） 補助対象経費の支払を証明する書類の写し
  - （4） その他村長が必要と認める書類
- （繰越申請）

第11条 交付決定者は、補助金の交付決定があった年度内に事業を完了しなければならない。ただし、繰越しについては、村長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 交付決定者は、前項ただし書の規定による繰越しの承認申請をするときは、申請年度の1月20日までに東海村宿泊施設環境整備支援補助金繰越申請書（様式第11号）を村長に提出しなければならない。

3 村長は、前項の規定による申請があったときは、東海村宿泊施設環境整備支援補助金繰越承認（不承認）決定通知書（様式第12号）により交付決定者に通知するものとする。

4 前項の規定による承認の決定を受けた交付決定者は、第2項の繰越申請書に記載する期日までに補助事業を完了し、前条に規定する実績報告書を村長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第12条 村長は、第10条の規定による報告を受けたときは、当該報告の内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、東海村宿泊施設環境整備支援補助金確定通知書（様式第13号）により交付決定者に通知するものとする。ただし、補助金の交付確定額が交付決定額と同額の場合は、この限りではない。

（補助金の交付時期及び請求）

第13条 村長は、交付決定者が補助対象事業を完了した後において補助金を交付するものとする。

2 交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、東海村宿泊施設環境整備支援補助金交付請求書（様式第14号）により村長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) その他補助金の交付が不相当と村長が認めたとき。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、東海村宿泊施設環境整備支援補助金交付決定取消通知書(様式第15号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 村長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、東海村宿泊施設環境整備支援補助金取消分返還通知書(様式第16号)により、期限を定めて、交付決定者に補助金の返還を命じなければならない。

(財産処分の制限)

第16条 交付決定者は、補助を受けて取得した備品等の財産を本事業の目的以外で使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は転売してはならない。ただし、物品及び財産を取得した年度の翌年度から起算して5年を経過した場合は、この限りでない。

(証拠書類の保存)

第17条 交付決定者は、補助金の交付に係る帳簿その他の証拠書類を整理するとともに、当該補助年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対事業の区分	補助対象経費
<p>宿泊客以外の者にも開放された共有スペースの設置又は改修</p>	<p>宿泊客以外の者にも開放された共有スペースの設置又は改修に必要な工事請負費，委託費（設計費）及び備品購入費（取得価格が1万円以上の物品）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1） 宴会場など大スペースの稼働率を向上させる改修（会議室，研修室，サテライトオフィス等）</li> <li>（2） 日帰り需要を取り込める改修（入浴施設，ラウンジ等）</li> <li>（3） 客単価を向上させる改修（エステサロン，体験工房等）</li> <li>（4） その他村長が認める工事請負費，委託費（設計費）及び備品購入費</li> </ul>
<p>宿泊客の利便性を向上させるための施設の改修又は設備の整備若しくはユニバーサル化</p>	<p>宿泊客の利便性を向上させるための施設の改修又は設備の整備若しくはユニバーサル化に必要な工事請負費，委託費（設計費）及び備品購入費（取得価格が1万円以上の物品）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1） 客室内浴室の設置</li> <li>（2） 和式トイレから洋式トイレへの改修</li> <li>（3） W i - F i 機器の導入</li> <li>（4） 自転車を館内に駐輪する等の設備の整備</li> <li>（5） サウナ施設の整備</li> <li>（6） 和室の洋式化</li> <li>（7） 客室，食事処，浴場等のユニバーサル化</li> </ul>

	<p>(8) その他村長が認める工事請負費，委託費（設計費）及び備品購入費</p>
<p>省エネルギー又は省力化に関する設備の整備</p>	<p>省エネルギー又は省力化に関する設備の整備に必要な工事請負費，委託費（設計費）及び備品購入費（取得価格が1万円以上の物品）</p> <p>(1) 高性能ボイラー，省エネルギー型換気，空調設備</p> <p>(2) LED照明等の整備</p> <p>(3) 客室制御システムの導入</p> <p>(4) 自動チェックインシステムの導入</p> <p>(5) キャッシュレスシステムの導入</p> <p>(6) その他村長が認める工事請負費及び委託費（設計費），備品購入費</p>